

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会
実施段階環境影響評価書案（馬事公苑(仮設施設)）審査意見書

「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会実施段階環境影響評価書案（馬事公苑（仮設施設）」（以下「評価書案」という。）について審査した結果、「東京2020オリンピック・パラリンピック環境アセスメント指針（実施段階環境アセスメント及びフォローアップ編）」（25環都環第505号局長決定）に規定する意見は、下記のとおりである。

東京都環境局長
和賀井 克夫

記

第1 対象事業等

1 実施者の名称及び所在地

名称：東京都

代表者：東京都知事 小池 百合子

所在地：東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

2 対象事業の名称

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会
実施段階環境影響評価書案（馬事公苑（仮設施設））

3 対象事業の所在地

東京都世田谷区上用賀一丁目1他

東京都世田谷区上用賀二丁目1-1他

第2 意見

評価書案は、おおむね「東京2020オリンピック・パラリンピック環境アセスメント指針（実施段階環境アセスメント及びフォローアップ編）」に従って作成されたものであると認められる。

なお、環境影響評価書を作成するに当たっては、次に指摘する事項について留意し、その記載内容が充実するとともに一層理解しやすいものとなるよう努めるべきである。

【主要環境(大気等)】

(大気等)

馬事公苑においては、本仮設施設の整備と並行して恒久施設の改修整備が行われ、工事用車両の集中が懸念されることから、工事間での情報共有や調整を行うことにより工事用車両が走行する経路や時間帯の平準化を図るなど、事業実施に伴う影響のより一層の低減に努めること。

[生活環境（騒音・振動）、交通（交通渋滞）と共通]

【生活環境(騒音・振動)】

(騒音・振動)

① 馬事公苑においては、本仮設施設の整備と並行して恒久施設の改修整備が行われ、工事用車両の集中が懸念されることから、工事間での情報共有や調整を行うことにより工事用車両が走行する経路や時間帯の平準化を図るなど、事業実施に伴う影響のより一層の低減に努めること。

[主要環境（大気等）、交通（交通渋滞）と共通]

② 工事用車両の走行に伴う道路交通騒音について、本事業による増加分はわずかであるとしているが、計画地周辺の道路交通騒音は、現状でも環境基準と同値又はこれを超過している地点もあることから、環境保全措置を徹底し、工事用車両による騒音のより一層の低減に努めること。

【交通(交通渋滞)】

(交通渋滞)

① 馬事公苑においては、本仮設施設の整備と並行して恒久施設の改修整備が行われ、工事用車両の集中が懸念されることから、工事間での情報共有や調整を行うことにより工事用車両が走行する経路や時間帯の平準化を図るなど、事業実施に伴う影響のより一層の低減に努めること。

[主要環境（大気等）、生活環境（騒音・振動）と共通]

② 周辺交通量に対する工事用車両の割合はわずかであるとしているが、工事用車両に占める大型車両の割合が高いことから、環境保全措置を徹底し、工事用車両による交通渋滞への影響のより一層の低減に努めること。

【交通(交通安全)】

(交通安全)

工事用車両の走行に伴う交通安全は、「東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会実施段階環境影響評価書(馬事公苑)」(平成 28 年 12 月 東京都)として環境影響評価を実施済みであり、本評価書案では対象としないとしている。しかしながら、計画地は、多くの住宅に囲まれ、教育施設等の環境上配慮すべき施設も多く存在する立地であり、本事業に対し周辺の道路幅が十分でない箇所も見受けられる。こうした中、本事業と並行して恒久施設の改修整備が行われ、大型車両を始めとした工事用車両の集中が懸念されることから、交通安全の項目の選定について再検討を行うこと。